

を問う

3月14日の一般質問で
4人が村の考えをいただきました。

Q. 飛島村総合計画のありかたを問う

A. 実効性を高める計画にしたい



加藤光彦 議員

ていく。そういった過程を踏むことが村の成長、あるいは村民の生活向上につながっていくのではないのでしょうか。

以下、質問が長くなるので要点を箇条書きします。

Q 飛島村総合計画は長期にわたる村づくりの将来像と指針を定めるためのもので村政運営の最上位計画であります。平成24年は次期計画を策定する年であり、今後の村の方向性を定める重要な年ということになります。

次期計画を策定する前に前計画の第3次総合計画を十分総括し、成果が上がった施策は大いに評価し、反省すべき点は反省して次期計画に反映し

ていく。そういった過程を踏むことが村の成長、あるいは村民の生活向上につながっていくのではないのでしょうか。

以下、質問が長くなるので要点を箇条書きします。

① 前計画（第3次総合計画）を総括し、検証結果を公表するべきではないか。

② 定期的に総合計画の進捗よく状況を情報公開することにより、住民の村政への関心が高まるのではないか。

③ 総合計画を「絵に描いた餅」にしないためにも指標や目標値を設定し、実現性を高める努力が必要ではないか。

④ 基本計画の期間をこれまで5年間から4年

間として村長の任期に合わせることで村長はマニフェスト（選挙公約）を村政に反映しやすくなる

⑤ 第4次総合計画（平成25年～平成34年）の将来人口の目標「5千人」とあるが景気低迷、人口減少社会に突入していること、本村が海抜ゼロ

メーター地域であり、液化化のリスクも高いことなどの要因から、この数字は現実的ではないか。

間として村長の任期に合わせることで村長はマニフェスト（選挙公約）を村政に反映しやすくなる

もマニフェストに対する村政の評価がしやすくなるという効果が期待できると思うが村当局の見解は。

間として村長の任期に合わせることで村長はマニフェスト（選挙公約）を村政に反映しやすくなる



第3次飛島村総合計画



久野時男 村長

A 第4次飛島村総合計画は、平成22年度に着手し、来年度の平成24年度に策定、目標

年度に着手し、来年度の平成24年度に策定、目標年度を34年度とし、「基本構想」、「基本計画」の2層で構成する予定をしています。

本年度は、前年度に引

き続き、本村の現状分析の結果を基に、各会議を重ね、長期のむらづくりのビジョンを示す基本構想を策定し、この基本構想で示した、むらづくりを実現するための施策を定める基本計画の各案の策定に取り組んでいるところです。

① 現在の第3次飛島村総合計画の総括の検証については、主に事務事業評価にて行っていますが、実現できたもの、時代の潮流等により必要としない

くなったもの、また実現

策 施



できなかったものもあり

① 今後、この結果を
まとめ、公表させていた
だく予定をしています。

② 策定後の各施策の進
ちよく状況等については、
定期的に検証等を行い、
公表していきたいと考え
ています。

③ 各施策の策定にあ
たっては、職員にとつて
も、わかりやすく使いや
すいものとするため、具
体的な指数や目標の設定
及び目標達成度の明確化
を図り、実効性を高める
計画にしたいと考えてい
ます。

④ 総合計画は今後10年
を見据え、住民の皆様、
企業及びお勤めの皆様
現在のニーズを反映させ、
時代の潮流に対応できる
柔軟性をもった計画とし、
基本構想は10年、基本計
画は前期5年と後期5年
としたいと考えています。

政策提言を村の施策と
して実行してく上で、総
合計画の中に位置づける

ことも重要なことである

とは認識していますので、
今回の計画においては、
必要に応じて、基本計画
の中で、加え、修正を行
う形で対応させていただきます。

⑤ 将来人口については、
現在の趨勢をもとに推移
した場合、人口は減少し、
一層の高齢化が予想され
ます。

新規住宅地関係では、
一候補地においてご協力
をいただける旨お話をい
ただきました。今後も、
段階的な人口増加を見込
んだ開発を進めていきたく
なと思っています。

また、防災関係の整備
とともに住民の皆様が住
みつづけたいと思う、あ
るいは子どもを生み育て
たいと思うような取組み
の強化により、計画的な
人口増加をめざし、村の
活力の発展とともに、安
全・安心・安定のむらづく
りを目指していきたく
なっています。

Q. 線量計の活用は

A. 定期的に村内の計測を行う



伊藤秀樹 議員

Q 昨年の東日本大
震災以来、福島原
発の放射能が住民に不安
を与えています。

飛鳥においても、被災
地に行くボランティアに
配慮し線量計の購入を決
めました。

現在、そのとき購入を
決めた線量計はどうなっ
ているのか。

一刻も早く線量計を活
用し、学校や保育園・通
学路・温泉などの公共施
設や地域の集会場などの
人が集まる施設の他に田

畑・用水などの安全を確
認し、村民を安心させて
いただきたい。

又、県から簡易線量計
の提供があったと聞くが、
村民が希望すれば貸し出
しの用意があるのか。

発注した線量計は、空
気中の放射性物質を測定
するものであり、液体や
食物等の中に含まれる放
射性物質を計測すること
はできません。

村 長

A 放射性物質の線
量計は、「品薄で
納入まで、半年ほどかか
る」とのこと、納入は
3月下旬になります。

知県町村会から簡易線量
計の提供があり、9月下

は、昨年7月に被災地へ
のボランティア活動のと
きに、村内企業から線量
計をお借りして持参させ
ました。また、9月に愛



線量計

※計測部位は保護シートで
覆ってあります。

旬のボランティア活動並びに、9月と10月に職員を被災地支援に派遣した折、持参しました。今後、被災地への人的支援があれば安全確保のため、持っていくように指示します。

現在、発注している線量計が納入されたら年2回ほど定期的に村内の計測を行うこととし、測定場所は村の中心に位置する役場付近と臨海部にある公民館分館の2箇所での測定をしたらどうかと考えています。

なお、この測定結果については、ホームページに掲載し公表することを考えています。

また、村民から貸し出しの希望があれば短期間での貸し出しを考えています。

Q. 村営住宅用分譲地は

A. 平成24年度に議会に示していく



鈴木義男 議員

Q

渚地区の村営住宅用の分譲地の買収が地権者と合意ができたと聞きました。

私は人口増対策としても、また村の活性化対策としても必要な事業だと思っています。

この合意の内容と開発計画の概要を説明してください。

村長

A

人口の減少、少子高齢化が進むと、村の活性化を推進して

いくことが難しくなることをしました。

ことから、人口の増加、若年層の定住は重要な課題であると思っています。

この施策の一つとして、この分譲地の整備については、県のガイドラインに沿って愛知県との協議・検討を重ね、本村での地域特性にあてはめた、「既存集落型」が最も適当であるとの結果により、3地区、4候補地を選定

結果として、今年1月に渚地区(渚二丁目地内)の1候補地において、ご協力いただける旨の回答をいただいたところですので、今後の計画と運営については、現在お示しできませんが、段階ではありませんが、新年度に議会にお示しながら、進めていきたいと思っています。

3地区、4候補地を選定



渚地区住宅用地

Q. 村長の学歴は

A. 国立三重大学農学部農業別科修了

鈴木義男 議員

Q

村長選挙が近づいてきますと、村民の間で村長の学歴が話題になっています。

村民の間でも意見が分かれています。

村長は国立三重大学を卒業されていますか。それとも卒業されていませんか。お聞きします。

村長

A

昭和42年3月、国立三重大学農学部農業別科修了であります。

Q. 介護保険料の1万5千円もの値上げは止めるべきです

A. 安易な減免はせず、慎重に必要性を見極め対応すべきと考える



橋本 渉 議員

Q

第5期介護保険事業計画の策定にともない介護保険料が1万5000円も値上げされます。

介護保険料は収入によって段階がありますが基準額で年間4万800円の人が5万5800円にもなります。最高の人では10万4400円にもなるのです。

いま、経済が悪く生活は大変です。こんな時に保険料を上げ住民負担を増大させるのは間違っています。

飛鳥村は豊かな財政を持っているのですから、村独自の減免制度などを行うべきです。

国や県が認めないと云うならば、一般会計の中

A

村長

で介護保険を使っていない人には、何らかのお祝い金を支給するなどをして、住民負担の軽減を考えるべきです。

第5期介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度）での事業費は、介護報酬の改正による影響もありますが、65歳以上の第1号被保険者、特に75歳以上の後期高齢者の増加傾向に伴い、要介護認定者数の増加によることや、1人当たりの給付費の増額によるものです。

従って、第5期介護保険事業の保険料は基準額で月額4千650円となり、第4期介護保険事業保険料と比較し、1千250円増額となりました。

介護保険制度は、介護保険法により、負担割合がそれぞれ定められています。

このため介護サービス

第5期（平成24年～平成26年）介護保険料について

所得段階	基準額に対する割合	対象者	第5期保険料	第4期保険料
			年額	年額
第1段階	0.40	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者（住民税世帯非課税）	22,320円	16,800円
第2段階	0.50	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入80万円以下	27,960円	20,400円
(第3段階)	(0.75)	(世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入80万円以上)	—	31,200円
第3段階	① 0.63	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入十合計所得金額120万円以下	35,160円	—
	② 0.75	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入十合計所得金額120万円超	41,880円	—
第4段階	① 0.90	本人が住民税非課税で年金収入十合計所得金額80万円以下	50,280円	37,200円
	② 1.00	本人が住民税非課税で年金収入十合計所得金額80万円超	55,800円	40,800円
第5段階	1.25	本人が住民税非課税で合計所得金額が250万円未満	69,840円	50,400円
第6段階	1.50	本人が住民税非課税で合計所得金額が250万円以上500万円未満	83,760円	61,200円
第7段階	1.75	本人が住民税非課税で合計所得金額が500万円以上750万円未満	97,680円	70,800円
第8段階	1.80	本人が住民税非課税で合計所得金額が750万円以上	100,440円	73,200円

の利用が増えると、保険料の負担も上昇します。

保険料の値上げを抑制するために、介護保険法で定められた負担割合を超えて、一般会計からの繰り入れを行うことは、介護保険制度の趣旨を損ない、適当でないと考えています。

本村では、第1段階に該当する者の負担割合の軽減、第3段階・第4段階を細分化し、低所得者の救済措置をとっています。

介護保険料を減免することにより、補填財源に一般会計からの繰り入れを行うことは、保険方式の長所を損なうこととなります。

従って、「皆で支えあう」という制度」の基本理念を揺るがすことになりかねず、安易な減免については、近隣の自治体の減免措置実施後の状況に注視しつつ必要性を見極め、慎重に対応すべきと考えます。

Q. 住宅開発を早く進めよ

A. 新年度に

議会に示しながら進めていく

橋本 渉 議員

村 長

Q

渚地区での土地購入の話合いが

進んでいると聞くが、どのような購入計画になつていくのかお聞きしたい。

50戸ぐらいの住宅を建

てると思うことですので、一つの部落として扱い、その中に3階建ての村営住宅も建設し三階を集会所にすべきです。

いま、防災が言われています。三階に集会所があれば、屋上や集会所が避難所として使えることとなります。

また、小中学校の跡地についてどのような計画を進めるのか、村営住宅の建設も考えるべきです。

A

今年1月に渚地区(渚一丁目地内)

の候補地において、ご協力いただける旨の回答をいただいたところでは、

今後の計画については、新年度に議会にお示しをしながら、進めていきたいと思います。

次に、小中学校跡地の住宅開発については、跡地検討委員会においても

検討がされていますが、住宅開発を渚地区と同時に進めることは避けたいと考えています。

また、村営住宅の計画についても現状としては考えていません。

